1. 保全地域の保全・活用プランの策定について

1) 策定の背景

現代は主に人間活動による影響で、国際規模で生きものが急速に絶滅しています。 種の絶滅だけでなく、生物資源を生み出す源となる生態系の劣化も急速に進んでおり、 持続可能な社会を支える生物多様性保全の重要性が国内外で高まっています。

東京都では「東京における自然の保護と回復に関する条例」により、昭和 49 (1974) 年から令和 4 (2022) 年 12 月末現在、計 50 地域約 760ha を保全地域に指定し、宅地開発等から貴重な自然地を守ってきました。しかしながら、都内のみどり率は依然として減少傾向にあり、希少な動植物の生息・生育地は今も失われ続けています。

一方で、開発から守られた保全地域ですが、以前は間伐や草刈りなどの手を入れることで保たれていた自然が、手入れ不足で荒廃したり、外来種が侵入し生態系を撹乱するなどの問題も顕在化してきました。

また、令和2年度の都政モニターアンケートでは、新型コロナウィルス感染症の流行がある中で身近な公園や緑地などの重要性が再認識されました。保全地域は生物多様性豊かな自然を有していますが、その価値や魅力を伝えきれていないため、都民が保全地域の存在意義を十分に理解するに至っておらず、公有財産としての役割を果たしきれていません。

また、ボランティア団体の活動により支えられている保全地域ですが、今後ボランティア人口の減少が予想される中で、担い手の確保も課題となっています。

このような状況を受けて、都は「『未来の東京』戦略ビジョン」(令和元年 12 月)において、保全地域を 2050 年度までに約 100ha 拡大指定していくこと及び保全地域の拡大や管理・活用に係る総合的な「保全・活用プラン」を策定し取組を推進すること、「『未来の東京』戦略」(令和3年3月)においては、保全地域で活動するボランティア団体を支援する制度を創設することなどを目標に掲げました。

なお、本プランは、都政の羅針盤である「『未来の東京』戦略」の推進を図るものであり、現在改定中の「東京都生物多様性地域戦略」における施策の一つとして位置づけております。

2) 策定の目的

本計画は、次の取組を計画的に進めることにより、保全地域の価値・魅力を更に向上し、保全地域が目指す姿を実現することを目的に策定しました。

- 都内に残された重要な緑地の保全に向けて、新規指定候補地の選定について考え 方を整理し、保全地域の新規指定を進めていく。
- 保全地域が都内の生物多様性の拠点として機能できるよう、生物多様性に配慮した管理等を行っていく。
- ポストコロナ社会において、保全地域の重要性が都民に理解され、親しまれる存在として機能するよう、魅力ある保全地域を実現するための取組を進めていく。
- 保全地域における生物多様性保全の取組を多様な主体と連携して継続的に進める とともに、多様な活動の機会を創出し担い手の育成を進めていく。

3) 計画期間

本計画の「7. 目指す姿に向けた今後の取り組むべき施策について」に示す各施策については、計画期間の記載が別にあるものを除き、令和12(2030)年度までを計画期間とします。

2. 保全地域制度と保全地域の現状

1) 保全地域制度

(1)制度の概要

保全地域制度は、良好な自然地や歴史的遺産と一体になった樹林などを都民の大切な財産として末永く残していくため、「東京における自然の保護と回復に関する条例」 (以下「自然保護条例」という。)に基づき、公有地や民有地の区別なく保全地域を指定し、行為規制によりその自然環境を保全する制度(地域制緑地*)です。

保全地域には、下表に示すように5つの種別を設けており、その土地の特徴や目的に応じて区分しています。保全地域は、令和4年12月末現在、東京都の台地から丘陵地、山地にかけて計50地域、約760haを指定しています。

また、保全地域の中には、特定の動植物を保護するために「野生動植物保護地区」を設けています。

※ 地域性緑地とは、緑地の保全や緑化を推進するため、法律や条例などに基づき、土地利用や開発を 規制している緑地のこと。

保全地域の5つの種別

名称	概要
自然環境保全地域(1 地域)	大部分が天然林から成る森林及び貴重な動植物の 生育地等の区域であり、その自然の保護が必要な 区域
森林環境保全地域(1 地域)	水源をかん養し、又は多様な動植物が生息・生育 できる植林された森林を対象とし、その自然の回 復、保護が必要な区域
里山保全地域(4 地域)	雑木林、農地、湧水等が一体となって多様な動植物が生息・生育する谷戸地形等を対象とし、その自然の回復、保護が必要な区域
歴史環境保全地域 (6 地域)	歴史的遺産と一体となった自然を対象とし、その 自然の保護が必要な区域
緑地保全地域 (38 地域)	市街地近郊の樹林地や水辺地等を対象とし、その 自然の保護が必要な区域

(2) 保全計画

① 指定書と保全計画書

保全地域の指定に際して、指定の範囲等を示す「指定書」と、当該地の自然の保護 と回復のための方針を示す「保全計画書」を作成しています。これらは、東京都自然 環境保全審議会で審議され、広く都民に向けて告示されます。

保全計画書には、指定時の現地調査等に基づいたその地域の植生図と目標植生図、 目標に向けた植生保全の考え方と管理方針などを示しています。野生動植物保護地区 を指定する際には、対象種や区域を明示します。

② 管理計画書の作成

実際の管理に当たっては、「保全計画書」に加えて、自然環境の状況や地域の方々やボランティア団体との関わり合いの中で、現場に即した詳細な管理計画が必要になることもあります。このような場合には、「保全計画書」とは別に「管理計画書」を作成しています。

(3)厳しい行為制限

保全地域に指定されると、次のような行為に厳しい制限がかかります。

- 建築物その他の工作物の新築・改築・増築
- 宅地の造成、土地の開墾、その他土地の形質変更
- 鉱物掘採、土石採取
- 水面の埋立て、干拓
- 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること
- 木竹の伐採 など
- *) 自然環境保全地域と森林環境保全地域には特別地区を設けることができ、それら特別地区及び、歴史環境保全地域、里山保全地域、緑地保全地域においては、上記の行為は『許可制』、自然環境保全地域と森林環境保全地域の普通地区においては『届出制』となっています。

(4) 土地の所有や管理の仕組み

開発行為の制限の代償措置として、土地所有者から土地の買入れの申出があった場合には、都が土地を買い取り、公有地とします。

また、公有地とする以外に、保全事業に必要な土地を所有者から無償で借り入れる「無償使用貸借契約」を結び、都が管理を行っている場所もあります。

(5) 野生動植物保護地区(自然保護条例第25条)

保全地域では、特定の野生動植物の保護のために、対象種ごとに野生動植物保護地 区を指定し、捕獲又は採取等を禁止しています。違反者には「6月以下の懲役又は30 万円以下の罰金」が科せられます。これまでに下記の4地域を指定しています。

表 野生動植物保護地区指定地及び対象種一覧

保全地域名	保全対象種
八王子東中野緑地保全地域	植物:ヤマルリソウ、ヤマトリカブト、タマノカ ンアオイ、カタクリ、ワニグチソウ
図師小野路歴史環境保全地域	植物:ミズニラ、ミズハコベ、アブノメ、ミズオオバコ
横沢入里山保全地域	動物:トウキョウサンショウウオ、ホトケドジョウ、ゲンジボタル 植物:カンアオイ、キンラン、エビネ
連光寺・若葉台里山保全地域	両生類:ニホンアカガエル、ヤマアカガエル、シュレーゲルアオガエルその他の両生類全種(ただし外来種を除く。) 魚類:ホトケドジョウ 昆虫類:ヒメアカネ、ヘイケボタル 貝類:キバサナギガイ、ナタネキバサナギガイ、ミズコハクガイ

(1) 保全地域の指定地

現在、保全地域は50地域を指定しており、その分布は、山地が2地域、丘陵地が23地域、台地が25地域となっています。

規模は、最も面積が小さい地域は、氷川台緑地保全地域の 1.01ha、最も広い地域は 桧原南部都自然環境保全地域の 405.30ha と様々ですが、1.0ha から 2.0ha の保全地 域が 20 地域と 4 割を占めています。

表 保全地域の指定一覧

保全地域名		指定 年月日	指定面積等 (㎡)		保全地域名		指定 年月日	指定面積等 (㎡)						
	mz [,] [] [.	trent.	40 10 10	197, 104	26	前沢	緑	6. 3.29	11, 885					
1	野火止用水	歴	49. 12. 13	(9.6km)	27	東久留米金山	緑	6. 3.29	13, 216					
2	七国山	緑	50. 12. 26	101, 395	28	立川崖線	緑	6. 11. 15	28, 014					
3	海道	緑	50. 12. 26	86, 730	29	国分寺崖線	緑	6. 11. 15	37, 195					
4	東豊田	緑	50. 12. 26	62, 811	30	八王子石川町	緑	7. 3. 9	30, 616					
5	勝沼城跡	歴	50. 12. 26	120, 506	31	戸吹	緑	7. 3. 9	106, 795					
6	谷保の城山	歴	50. 12. 26	15, 217	32	町田代官屋敷	緑	7. 3. 9	12, 717					
7	矢川	緑	52. 3.31	21, 072	33	柳窪	緑	7. 3. 9	13, 592					
8	図師小野路	歴	53. 7. 4	366, 056	34	八王子館町	緑	8. 2.29	24, 392					
9	桧原南部	自	55. 4.30	4, 053, 000	35	八王子長房	緑	8. 2.29	73, 919					
10	南沢	緑	60. 5.31	25, 355	36	町田関ノ上	緑	8. 2.29	16, 171					
11	清瀬松山	緑	61. 3.31	43, 356	37	八王子川口	緑	8. 10. 17	20, 292					
12	南町	緑	62. 8.10	11, 219	38	東村山大沼田	緑	9. 3.18	21, 752					
13	八王子東中野	緑	62. 8.10	10, 710	39	東村山下堀	緑	9. 7.10	10, 261					
14	瀬戸岡	歴	63. 1. 9	15, 337	40	戸吹北	緑	9. 12. 16	95, 432					
15	清瀬中里	緑	元. 3.30	24, 718	41	日野東光寺	緑	9. 12. 16	14, 855					
16	小山	緑	元. 3.30	19, 737	42	町田民権の森	緑	10. 10. 27	18, 968					
17	氷川台	緑	元. 12. 15	10, 097	10	T	1004	11 0 10	653, 986					
18	宇津木	緑	4. 2.12	52, 403	43	玉川上水	歴	11. 3.19	(30.0km)					
19	清瀬御殿山	緑	4. 3.24	15, 162	44	青梅上成木	森	14. 12. 2	228, 433					
20	宝生寺	緑	5. 3. 5	142, 777	45	横沢入	里	18. 1. 5	485, 675					
21	八王子大谷	緑	5. 3. 5	31, 186	46	多摩東寺方	緑	19. 12. 12	14, 902					
22	碧山森	緑	5. 3. 5	12, 981	47	八王子堀之内	里	21. 3.26	75, 858					
23	姿見の池	緑	5. 11. 12	10, 553	48	八王子暁町	緑	23. 3.23	23, 498					
24	小比企	緑	6. 3.29	17, 642	49	八王子滝山	里	25. 3.22	38, 755					
25	保谷北町	緑	6. 3.29	10, 580	50	連光寺・若葉台	里	26. 11. 14	49, 294					

凡例) 自:自然環境保全地域、森:森林環境保全地域、里:里山保全地域、歷:歷史環境保全地域、

緑:緑地保全地域



地形区分	保全地域名	地域数
山地	桧原南部(自)、青梅上成木(森林)	2
丘陵地	七国山(緑)、勝沼城跡(歴)、図師小野路(歴)、八王子東中野(緑)、宇津木(緑)、宝生寺(緑)、八王子大谷(緑)、小比企(緑)、八王子石川町(緑)、戸吹(緑)、町田代官屋敷(緑)、八王子館町(緑)、八王子長房(緑)、町田関ノ上(緑)、八王子川口(緑)、八王子戸吹北(緑)、町田民権の森(緑)、横沢入(里)、多摩東寺方(緑)、八王子堀之内(里)、八王子暁町(緑)、八王子滝山(里)、連光寺・若葉台(里)	
台地	野火止用水(歴)、海道(緑)、東豊田(緑)、谷保の城山(歴)、矢川(緑)、南沢(緑)、清瀬松山(緑)、南町(緑)、瀬戸岡(歴)、清瀬中里(緑)、小山(緑)、氷川台(緑)、清瀬御殿山(緑)、碧山森(緑)、国分寺姿見の池(緑)、保谷北町(緑)、前沢(緑)、東久留米金山(緑)、立川崖線(緑)、国分寺崖線(緑)、柳窪(緑)、東村山大沼田(緑)、東村山下堀(緑)、日野東光寺(緑)、玉川上水(歴)	2 5

図 保全地域の位置

(2) 保全地域指定の推移

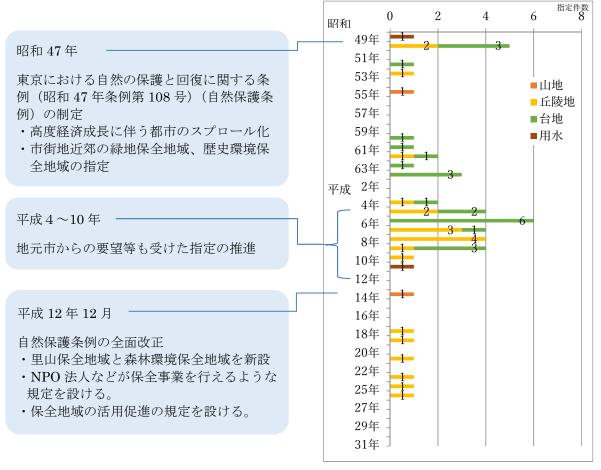
戦後の高度経済成長期において、昭和 40 年代の東京は郊外まで都市のスプロール 化が進み、台地や丘陵地に残された貴重な自然環境の保全が課題となりました。その 中で、保全地域制度は、都独自の緑地保全の仕組みとして昭和 47 年に創設されまし た。

創設期の保全地域は、昭和 49 年から 55 年にかけて、制度制定時の調査などに基づき、市街地近郊の緑地保全地域、歴史環境保全地域を中心に指定してきました。

バブル経済期の昭和 60 年から平成元年には、台地の緑地保全地域を多く指定しました。バブル崩壊後の平成4年から11年には、多摩地域の人口が増加し、宅地や墓地などの開発が進む中で、地元市からの強い要望等も受け、台地に加えて丘陵地の緑地保全地域の指定を進めました。現在の保全地域の半分以上をこの時期に指定しています。

平成12年には、自然保護条例が全面改正され、人との関わりによって保たれてきた 植林地や里山の保護と回復がより一層必要であるという考え方に基づき、新たに「森 林環境保全地域」と「里山保全地域」が新設されました。

平成 13 年以降、改正された制度を運用して、青梅上成木森林環境保全地域の指定や、丘陵地の里山保全地域などの指定を進めてきました。また、平成 24 年度に生物多様性戦略の性格を持つ「緑施策の新展開」を策定し、保全地域の希少種対策・外来種対策等の取組を進めてきました。



(3) 保全地域内の公有地

土地所有者からの買入れの申出等により公有地化された面積は、都有地及び市有地を合わせて令和3年度末現在、保全地域の全指定面積の84.8%(約644ha)となっています。各保全地域の公有地率は、100%公有地のところもあれば、すべて民有地のところもあり、各保全地域によって様々です。

また、無償使用貸借契約による管理地は全体で約 31ha であり、これを加えると、都の管理面積は、保全地域全体の 88.9% (約 675ha) となっています。

都の管理地が年々少しずつ増え、都が管理する土地と、民有地のまま土地所有者の 方が管理する土地が、モザイク状に入り組むような状況になっている保全地域も多く 見られます。

(4) 保全地域の保全・活用状況

保全地域の植生管理や施設管理等の日常的な管理は、行政等による「保全事業」と 都民ボランティア等の活動とで担っています。これらは、各保全地域の保全計画書に 基づいて行われています。

① 保全事業

維持管理事業

保全事業は、管理方針の決定や、行為規制に関わる許可、植生管理、施設管理等があり、都が直接行うものと、地元自治体へ業務委託しているものがあります。また、平成27年度からは、維持管理の一部や各自然体験活動プログラムの運営等を公益財団法人東京都環境公社(以下「環境公社」という。)に委託しています。



図 保全地域の維持管理事業

生きものに配慮した利用制限の強化(平成26年度~)

希少種の持ち去りや利用者の過剰な利用を未然に防ぐため、平成 26 年度より希 少種保護柵や制札板の設置、監視カメラの導入、ボランティア団体と連携した監視 活動の強化などの対策を実施しています。

令和3年度末には30地域で希少種保護柵又は監視カメラを導入しています。八 王子東中野緑地保全地域では、平成26年度に希少種保護柵を設置したところ、翌 年度にはカタクリの生育数の回復が確認できました。また、八王子長房緑地保全地 域では、平成28年度に希少種保護柵を設置して柵の内側にランヨウアオイを移植 保護したことにより、盗掘被害を減らすことができました。



希少種保護柵







制札板

外来種対策

平成 23 年度から 26 年度に各保全地域で実施した自然環境調査の結果から、保全地域 50 地域の中で約半数の地域で特定外来生物であるアライグマの生息が確認されました。アライグマは、雑食性でサンショウウオやカエル類などの両生類を捕食するため、希少な両生類の生息上、大きな脅威となっています。アライグマが生息する保全地域のうち 18 地域に希少な両生類が生息しており、平成 22 年度より先行実施していた横沢入里山保全地域で生態系被害防止への効果が確認できたため、他の地域を対象に順次、駆除対策を開始しています。令和 2 年度は新たに 3 地域で捕獲を開始し、計 53 頭のアライグマを捕獲しました。同様に、令和 3 年度も新たに 3 地域で捕獲を開始し、計 125 頭のアライグマを捕獲しました。令和 4 年度も新たに 3 地域で捕獲を開始し、延べ 10 地域で駆除対策を行っています。

連光寺・若葉台里山保全地域では、野生動植物保護地区の湿地を保護柵により閉鎖管理しています。アメリカザリガニ等の外来種の移入を抑制し、キバサナギガイ、ミズコハクガイ等の希少な動植物の捕食を防ぐとともに、靴底についた外来種の種子が持ち込まれないようにして、繊細な環境全体を保全しています。

また、保全地域体験プログラム(後述)を活用して都民協働により、横沢入里山 保全地域ではアメリカザリガニの駆除を、矢川緑地保全地域ではオオカワヂシャや クレソンなど繁殖力の強い外来植物の除去を実施しています。



釣りによるアメリカザリガニの駆除



緊急対策外来種のアメリカザリガニ





外来植物の引き抜き

東京都保全地域 保全活動ガイドラインの作成

ボランティア団体等と連携した保全地域の保全・活用を推進するため、ボランティアなどの活動者向けに、「保全活動ガイドライン」を 2013 (平成 25) 年度に作成しました。ここでは、保全地域制度の仕組みや保全活動の基本理念、保全活動の実践の仕方などを解説しています。保全活動の実践の仕方では、多様な種がその地域の生態系の中で生息・生育できるように、樹林地、湿地、農地の環境タイプ別にモデル的な管理手法を示しました。



アドバイザー派遣事業

各保全地域で保全活動ガイドラインに即した保全活動を普及し、ボランティア団体の活動を支援するため、平成25年度より各団体からの要望等に応じて、希少種保全等に見識を持つ動植物の専門家をアドバイザーとして派遣し、技術支援を行い、保全地域の生物多様性の向上を図っています。



アドバイザーによる種の同定



アドバイザーによる管理アドバイス

③ 活用事業

東京都は、平成 12 年度に自然保護条例を改正して保全地域の活用の規定を設け、ボランティア活動の受入れや、企業や大学等と連携した自然体験活動の展開など、積極的な活用を図っています。

ボランティア団体の受入れ

令和3年12月末現在、39の保全地域で32のボランティア団体が活動しています。保全地域において「緑地保全」、「調査研究」、「自然体験」等の活動を行う際は、「保全地域の活用のてびき」に基づき東京都へ申請を行うこととなっています。

ボランティア団体の主な活動内容は、植生管理作業やロープ柵等の設置、田んぼや湿地の管理などですが、行政では行き届かない、日頃の樹林環境や希少種の生息・生育状況の観察、希少種の刈り残しや移植による保護などきめ細やかな管理を担っていただいており、保全地域の生物多様性の保全に欠かせないものとなっています。

また、東京グリーンシップ・アクション、東京グリーン・キャンパス・プログラム、保全地域体験プログラムは、各保全地域で活動するボランティア団体と協働で運営しており、保全地域の普及啓発においても重要な役割を担っています。



下刈り作業(写真提供:清瀬の自然を守る会)



病虫害のチェック

東京グリーンスキル・プログラム

保全地域で活動するボランティア団体の技術支援として、保全地域制度の解説や基本的な用具の取り扱いなどの技術向上講習や、チェンソーや刈払機の取り扱い、応急救護などの講習会を行っています。講習はボランティア団体の要望を踏まえた内容とし、令和2年度には、新たに「生物多様性に即した雑木林づくり」をテーマに、活動計画づくりや作業手法についての講座を行いました。

緑のボランティア指導者育成講座

都内で活動中のボランティアを対象に、緑のボランティア指導者育成講座を3年に一度の頻度で開催しています。講座は、基礎講習と専門講習の2段階になっており、講習の修了者には、受講した講習の内容とボランティアの経験実績に応じて、基礎講習修了者は「東京都二級緑のボランティア指導者」、専門講習修了者は「東京都一級緑のボランティア指導者」の認定を行っています。専門講習は「自然観察・体験活動コース」と「緑地保全活動コース」の2コースを設けています。



東京都保全地域活動ボランティア交流会

毎年、保全地域で活動するボランティア団体を対象に、ボランティア交流会を開催しています。交流会では、東京都や環境公社から保全地域に関する事業の案内や連絡、体験プログラムの開催結果や保全地域の管理状況などの報告を行っているほか、活動に関わる質疑応答などを行っています。また、ボランティア団体より、活動に関わる情報提供なども行われています。

企業・NPO等との連携事業 【東京グリーンシップ・アクション】

平成15年度から、企業、NPO法人、東京都が連携して自然体験活動を行う「東京グリーンシップ・アクション」を実施しています。令和元年度には9地域で7NPO法人、23企業が参加して活動が行われました。

活動の内容は、山地部にある青梅上成木森林環境保全地域では森林講座と間伐や作業道作り、丘陵地の谷戸がある横沢入里山保全地域では稲作、台地部の東豊田緑地保全地域では下草刈りと自然観察など、各地域の自然環境を生かした内容となっています。

こうした活動は、企業にとっては社会貢献の場として活用されています。

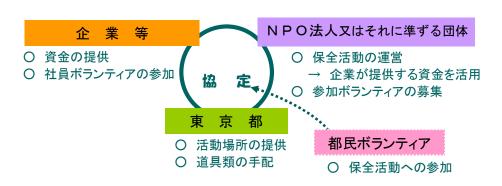


図 東京グリーンシップ・アクション運営の仕組み







間伐と道の修復

竹林整備

稲刈り

大学との連携事業 【東京グリーン・キャンパス・プログラム】

平成 20 年度から、次世代の担い手である大学生に、緑の保全に対する関心の喚起や行動力の醸成を促すため、保全地域の自然体験活動に参加する「東京グリーン・キャンパス・プログラム」を実施しています。令和元年度には、7 地域で 5 大学が参加しました。

活動の内容は、丘陵地の保全地域における、下草刈りや竹伐採、畑作業などが多くなっています。参加者アンケートでは、どの大学も参加学生の半数以上がボランティア経験のない学生でしたが、プログラムに対する学生の満足度は高くなっています。

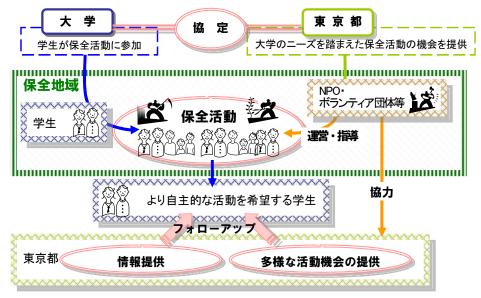


図 東京グリーン・キャンパス・プログラムの仕組み



樹林の下刈り

都民のための自然体験活動事業 【保全地域体験プログラム(里山へGO!)】

新たなボランティア人材の掘り起こしと定着を図るため、保全地域の自然の魅力を身近に体感でき、未経験者でも参加しやすい体験プログラム「里山へGO!」を平成27年度より環境公社に委託し、開始しました。令和元年度には16地域で計28回のプログラムを実施し、延べ838人の参加者がありました。

地域毎の開催回数は、各地域で年に1~2回が主ですが、横沢入里山保全地域では田んぼの作業を年間通して体験できるよう、年に9回開催しています。その他の地域のプログラム内容は、自然観察やササ刈り、クラフト体験が多くなっています。また、令和元年度からは、緑地保全活動に重きを置いた中級者プログラムを新しく開始しました。

参加者の募集は、ウェブサイト「東京の自然にタッチ 里山へGO!」から行っていますが、参加数は年々増加しており、人気のプログラムは抽選となっています。また、プログラムに複数回参加するリピーターも増加しています。



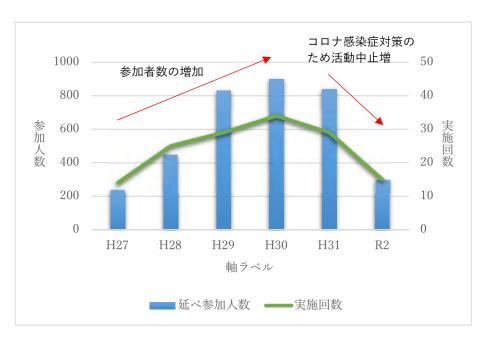


初級者向けプログラム



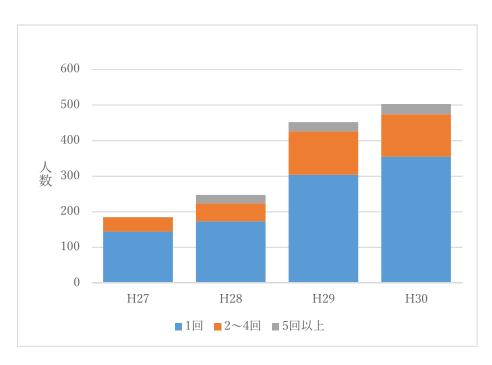


中級者向けプログラム



※平成31年度の2月以降はコロナウィルス感染拡大防止のため回数減

図 保全地域体験プログラムの開催実績



※上記グラフの参加人数とリピーター人数の合計の差は、無回答による

図 保全地域体験プログラムリピーター数の推移

p. 18

3 生物多様性と保全地域

保全地域は、希少種を含む多様な動植物等の生息・生育環境を守る東京都独自の制度であり、都が行う生物多様性保全の取組の根幹をなすものと言えます。ここでは、改めて生物多様性とはどのようなものか、また保全地域における生物多様性保全の意義について考えていきます。

■急速に失われる地球上の生物多様性

生命が地球に誕生して以来、現代は生きものが最も速く絶滅している時代「第6の大量絶滅時代」といわれています。 生物多様性の専門家が参加する政府間組織は、「今後数十年で約百万種の生きものが絶滅する」と世界に警鐘を鳴らしています*。種の絶滅だけでなく、生物資源を生み出す源となる生態系の劣化も急速に進んでいます。



(平成 22 年版 図で見る環境白書/循環型社会白書/ 生物多様性白書)

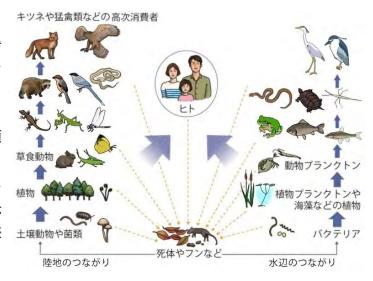
しかし、現代の科学技術によっても、自然は人間にとって未知なことが多く、生きものの絶滅や生態系の劣化を食い止めることはできていません。加えて、1970(昭和45)年に37億人であった世界の人口は、2022(令和4)年現在、80億人とわずか50年で二倍以上に増加し、国連の将来人口推計によれば、2050年には97億人に到達すると予測され、現在の社会システムやライフスタイルが続くと、地球規模で持続不可能な状態に陥り、将来、私たちは暮らしを支える生物多様性の恵みを受けられなくなる可能性があります。

※ IPBES(Intergovernmental science-policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services) 「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」 (2019)

■3 つのレベルの生物多様性

「生物多様性」とは、特有の「個性」 を持つ様々な生きものが、様々な異 なる環境の中で互いの個性を活かし ながら直接的・間接的に「つながり」 あっていることをいいます。

「生物多様性」にはたくさんの種類の生きものがいるだけではなく、様々な環境があること、そして同じ種類の生きものの中でも様々な遺伝子があることの3つのレベルの多様性があるとされています。



生きもののつながり

- 「生態系の多様性」 森林、谷戸、草地、ため池などそれぞれに固有の生態系があること
- 「種の多様性」 植物や動物、細菌などの多くの生きものの種が存在すること
- 「遺伝子の多様性」 同じ種であっても、遺伝子が様々であること(同じテントウムシでも羽の模様が 様々であることなど)

これらの3つの生物多様性が維持されることで、私たちは様々な恵みを得ています。

■生物多様性の恵み(生態系サービス)

生物多様性は、地球上の人間を含む多様な生命の長い歴史の中でつくられたかけがえ のないもので、私たちの生活に欠かせない恵みを与えてくれます。

世界的な大都市である東京においても、豊かな都市生活を送る上で、またビジネスを する上で必要となる、大量の食料、エネルギーや物資などは、都内のみならず国内外 の生物多様性の恵みに頼っています。

これらの生物多様性の恵みは、「生態系サービス」と呼ばれています。生態系サービスは、食料、木材、水、薬品などの「供給サービス」、気候の調整や大雨被害の軽減、水質の浄化などの「調整サービス」、自然や生きものに触れることにより得られる芸術的・文化的ひらめき、教育的効果、心身の安らぎなどの「文化的サービス」、光合成による酸素の生成、土壌形成、栄養循環などの「基盤サービス」の4つに分類されています。



食料、木材、水、薬品など、私たちの 日々の暮らしに必要となる資源を供給 する機能



調整サービス

気候の調整や大雨被害の軽減、水質の 浄化など、私たちが健康で安全に生活 する環境をもたらす機能



文化的サービス

自然や生きものに触れることにより得られる芸術的・文化的ひらめき、教育的効果、心身の安らぎなど、私たちの精神を豊かにする機能





光合成による酸素の生成、土壌形成 栄養循環など、人間を含めた全ての 生命の生存基盤となり、上記3つの サービスを支える機能



4つの生態系サービス



コラム) 保全地域が提供している生態系サービス

保全地域が提供する生態系サービス(生物多様性の恵み)には、次のようなものがあります。 これらの生態系サービスが、東京の生活基盤を支えています。

基盤サービス

保全地域の植物が行う光合成による酸素の供給、植物と土壌生物などの働きによる土壌の形成、これらと生きものの営みがもたらす物質循環が多様な生命の生存基盤を形成しています。

保全地域の多くが 100 年以上土地の改変がなく、生命の循環の望ましい在り方を示す場所とも 考えられます。

文化的サービス

保全地域には、改変されていない地形に沿って樹林や草地、農耕地、水辺などがあり、かつての武蔵野や里山の生態系とこれらが織りなす風景があります。これらは、先人が長い時間をかけて育んできた歴史文化であり、都民にとっては自らのルーツを示す場所とも言えます。五感を通してこのような自然に触れ合うことは、精神安定やストレス解消、健康増進の効果が極めて高いと考えられます。

また、保全地域における社会貢献や環境学習をはじめとする保全活動は、新たな交流や文化を生み出す場でもあります。

調整サービス

東京の都市部は、地表面のほとんどがコンクリートやアスファルトなどに覆われ、雨水が浸透しないため、近年の異常気象の影響も受けて、河川の氾濫や低地の浸水などの都市型水害の脅威にさらされています。

このような中で保全地域は、雨水浸透や貯留能力の高い樹林や湿地、ため池などを有するため、周囲の水害を軽減するグリーンインフラ機能が極めて大きくなっています。

また、市街化や温暖化の影響によるヒートアイランド現象 (図師小野路歴史環 に対しても、保全地域が有する樹林地や水辺が、緩和する役割を果たしています。



里山における保水機能 (図師小野路歴史環境保全地域)

供給サービス

東京に残された貴重な自然環境を有する保全地域は、希少な動植物をはじめ、地域在来の生きものの種を生体保存している場所であり、種の供給元となっています。

また、植林地や雑木林、竹林の管理で発生する材木や森の 恵み、田畑などの農産物は、都民による緑地保全活動であ る体験プログラムを豊かにする資源です。保全活動により 発生する間伐材を都内の活動団体へ提供する事業も行って います。保全地域は、社会の急変や大災害の際には、資材の 搬出や食料生産の場への転換が可能な場所とも考えられま す。



田んぼの活動で得られる農産物 (横沢入里山保全地域)

■生物多様性の4つの危機

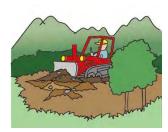
現在、様々な要因により、生物多様性の劣化が進みつつあります。生物多様性の劣化とは、生きものが生息・生育する場所や生きものの種類が減少することです。また、同じ種であっても、他の地域から持ち込まれた個体と交雑することなどにより、その地域特有である遺伝子の多様性が損なわれることも問題になっています。

生物多様性の劣化は次のような、4つの危機が原因となって生じています。

第1の危機

開発など人間関係による危機

人間が、開発のために造成や樹木を伐採すること、珍しい動植物などを持ち去ってしまうことなどにより、絶滅の 危険に晒されたり、生態系のバランスが崩れてしまいます。開発から自然や生きものを守るために指定された保全 地域ですが、希少な動植物の盗掘などが問題となっています。



第2の危機

自然に対する働きかけの縮小による危機

人間が間伐や草刈りなどの手を入れることで保たれていた里山が、生活様式の変化により手入れされずに荒れ、植生が変化したり、イノシシやニホンジカなどが増え、生態系に影響を与えています。保全地域でも手入れが行き届かずに環境が変化してしまった雑木林や湿地の乾燥化、竹林の拡大などが問題化しています。



第3の危機

人により持ち込まれたものによる危機

人の手によって、他の地域などから持ち込まれた外来 種が、在来の生きものを捕食したり、すみかを奪っている ものがいます。保全地域でもアライグマやウシガエルが 在来のカエル類などを捕食し、その生息数を減らしたり、 セイタカアワダチソウが在来のススキなどの草本植物に 与える影響などが問題となっています。



第4の危機

地球環境の変化による危機

私たちの暮らしから出る二酸化炭素などにより、地球温暖化が進み、気候の変化が生きものの生息・生育に大きな影響を与えています。保全地域でも集中豪雨で様々な生きものの生息・生育地である沢が埋まってしまったり、また、植物の芽吹きや開花等の時期が変化し、これらを利用する昆虫類の発生や羽化のタイミングが合わなくなる、つまり昆虫と植物のフェノロジーが一致しなくなるなどの問題が顕在化しています。

■人間の生活や経済活動を支える生物多様性

平成 27 (2015) 年の国連総会において、人間活動が原因で生じる問題に国際社会が取り組むために「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で、すべての国が取り組むべき目標とされた「持続可能な開発目標 (SDGs)」が採択されました。17 のゴールと 169 のターゲットが設定されていますが、それぞれの目標が関連しているため、一つの課題解決の行動により、複数の課題解決を目指すことが可能です。

生物多様性の劣化は、飢餓や健康、気候変動など他の多くの分野における 目標達成を妨げていると指摘されています**1。下記の「SDGs ウェディングケーキモデル**2」は、SDGs の概念を表す構造モデルで、自然の豊かさを示す生物多様性が、都民の生活や経済活動を下支えしていることを端的に示しています。

このように、生物多様性は私たちの生活に深く関係し、例えば生物多様性の取組は気候変動対策にも貢献することから、生物多様性のみの解決ではなく、経済や社会とのつながりを考え、様々な課題をともに解決していく視点が重要です。

そうした理解を都民に広めていくために、多様な動植物が生息・生育し、自然の恵みや生態系のつながりを体感できる保全地域は、生物多様性についての普及啓発の重要な場と位置付けられます。



(Stoockholm Reslience Centre 作成の図を基に東京都加工)

- ※1 IPBES 生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書 政策決定者向け要約 (2020年3月環境省)
- ※2 スウェーデンにあるレジリエンス研究所の所長ヨハン・ロックストローム博士が考案した "SDGs の概念"を表す構造モデル。SDGs の 17 目標はそれぞれ大きく 3 つの階層から成り、それらが密接に関わっていることを、ウェディングケーキの形になぞらえて表しています。

■昆明・モントリオール生物多様性枠組

愛知目標の後継となる、2030 年を目標年次とした国際目標は、「ポスト 2020 生物 多様性枠組」と呼ばれ検討されていました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、検討に遅れが生じ、生物多様性条約第 15 回締約国会議(COP15)は延期の末2部に分けて開催されました。第1部は令和3(2021)年 10 月に中国・昆明市にて開催され、生物多様性を回復への道筋に乗せることなどを強調した昆明宣言が採択されました。第2部は、令和4(2022)年 12 月 7 日から 19 日にカナダ・モントリオール市で開催され、ここでポスト 2020 生物多様性枠組は合意形成の手続きを経て、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」として採択されました。

昆明・モントリオール生物多様性枠組では、2030年ミッションとして「2030年までに生物多様性の損失を止めて逆転させ、回復への軌道に乗せるために緊急の行動を取る」といういわゆる「ネイチャーポジティブ」を掲げ、それに向けた23の行動目標が設定されました。その目標の一つとして、2030年までに陸域・内陸水域及び沿岸域・海域の30%を保護する30by30(サーティ・バイ・サーティ)が新たな世界目標となりました。30by30の実現のため、「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域(Other Effective area-based Conservation Measures, OECM)」の適切な保全・管理を推進していくことが求められています。

コラム) OECM 保護地域以外で生物多様性保全に資する地域

OECM とは、自然公園等の保護地域ではないが、生物多様性の保全が効果的に行われている地域のことです。OECM の中には、ナショナルトラストやビオトープなど、民間団体等が生物多様性保全を目的として管理している場所のみならず、国や自治体が管理する緑地、里地里山や社寺林、企業有林など生物多様性保全が主目的ではないものの、管理の結果として生物多様性保全に大きく貢献している地域も該当します。

令和 4 (2022) 年 12 月に採択された昆明・モントリオール生物多様性枠組では、2030 年までに陸域・内陸水域と沿岸域・海域の 30%を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標 (30by30 目標) が世界目標として示されました。しかしながら、日本国内の保護地域は、陸域が約 20.5%、海域が約 13.3%にとどまっています。このため、環境省では 30by30 ロードマップを公表し、保護地域の拡張と管理の質の向上に加え、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域 (OECM) の設定・管理を、30by30 目標を達成するための中心施策に据えています。

陸域及び内陸水域における保護地域は、自然公園(自然公園法)、自然環境保全地域(自然環境保全法)、鳥獣保護区(鳥獣保護管理法)、特別緑地保全地区(都市緑地法)、都が条例で指定する保全地域等が該当します。都内では、自然公園、保全地域、特別緑地保全地区だけでも陸域の約37%程度が保護地域として既に指定されています。今後、こうした区域を適切に保全・管理していくとともに、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域については、国のOECM認定制度への登録を促すなど、30 by 30 目標に貢献していく必要があります。

2021年G7サミットで約束 **2030年**までに**国土**の**30%**以上を

自然環境エリアとして保全

- 30 by 30 -

- 保護地域(国立公園等)の更なる拡充・管理
- 保護地域以外の場所で生物多様性保全に貢献する場所(OECM)の認定 (社寺林、企業有林、企業緑地、里地里山等)



OECM: Other Effective area-based Conservation Measures

30by30 ロードマップ (工程表) の基本コンセプト

環境省ウェブサイト次期生物多様性国家戦略の策定に向けた基本的な考え方(論点)

4. 保全地域の価値・魅力

保全地は、自然豊かな緑地を地域指定することで開発から守り、都市公園のような利用のための造成や施設整備を行うことなく自然環境を保全しているため、以下のような価値・魅力を有しています。

1) 自然環境の価値・魅力

① 市街化が進む中で貴重な自然地が残り、東京の緑のネットワークを形成している

保全地域の多くは、市街地の中、あるいは丘陵地の縁辺部に位置し、東京の緑のネットワーク形成上重要な緑地となっています。この緑のネットワークは、生きものの供給や気候の調整、景観形成など私たちが享受する生態系サービスの基盤となるものです。

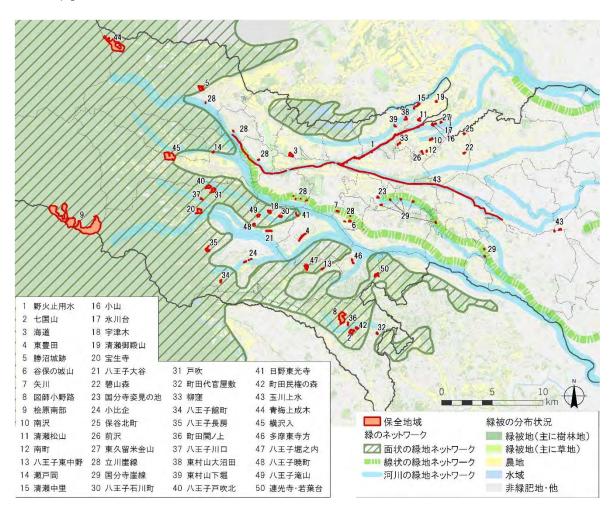


図 東京の緑のネットワークと保全地域の位置

② 多様な地形や環境要素に富む地域が多く、生物多様性のポテンシャルが高い

保全地域は、地形や、どのような樹林や水辺があるかなどの環境要素によって、大谷戸タイプ、小谷戸タイプ、崖線・湧水タイプ、二次林タイプ (丘陵地)、二次林タイプ (崖線・台地)、山地タイプ、用水タイプの7タイプに分けられます。二次林タイプ の面積の小さい保全地域では、落葉樹林のみで形成されるところもありますが、台地上でも崖線や湧水を有する地域や、丘陵地の谷戸を含む保全地域は、地形や微気象によって変化する多様な樹林と草地、水辺環境などが連続してあり、極めて生物多様性のポテンシャルが高い場所となっています。

特に谷戸のある環境は、生物多様性が非常に豊かな地域が多く、これまで積極的に保全地域に指定してきました。その中には、環境省が平成27年に公表した「生物多様性保全上重要な里地里山」(全国500箇所)に選ばれた、東京都の自然環境を代表する谷戸である図師小野路歴史環境保全地域や横沢入里山保全地域が含まれています。

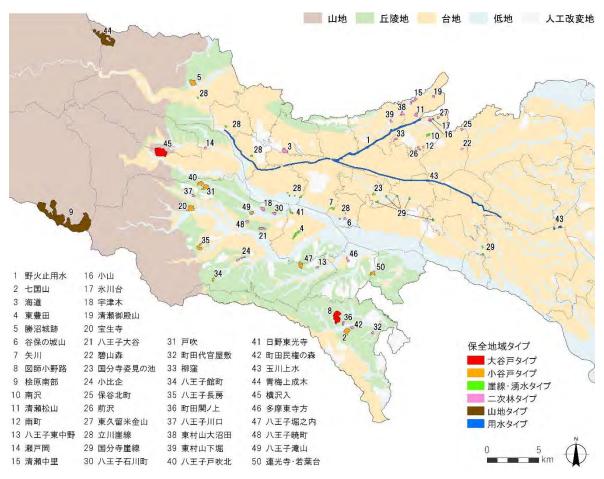


図 タイプ別の保全地域の位置

表 各保全地域の地形と環境要素

		衣	台体	工,	יטי				ハン		水光	女	が、				-	7 12-	-	_					
							也开											環境							
				谷	尾	斜	低	段	段	河		常	落	河	植	竹	林	草	湧	沢	池	湿	水	用	果
				戸	根	面	地	Ĺ	丘	Ш	周辺					林							田		樹
		指定面	Lib TTZ	ľ		_			面		緑池		樹				.,,,,,		•	流	_	_			園
タイプ	保全地域名	積	地形					圧			との	1111		7/1										ш	124
, , ,	74.7.0.24.0	(ha)	区分				谷			地	連続	林	孙	•						1			放		•
		(IIII)					底		平					湿						٠			棄		畑
)		坦		性			生						水			水		
									地					林						路			田		
									$\overline{\mathcal{C}}$					1.1											_
	横沢入	48.57	丘陵地	•	•						有						_		•	•			•		
	1 典 がく 八	40.57	丑及地	•	•	_	•				78	_	_	•	•		•	_	_	•	_	_	_		_
大谷戸								_									_								┢
	図師小野路	36.61	丘陵地	•	•	•	•				有		_				_	_	_	•	_				
	[MD4.1.7] PD	30.01	五汉地		_	•						_	•				•	•	•	_	•	•	_		_
	宝生寺	14.28	丘陵地	Δ	•	•	•				有	•	•		•	•	•		•	•					Т
	勝沼城跡	12.05			_	_	Δ				有	_	•		_		_	•	•	•	•	•			-
				-	-	-							•	_	-	•	-	_	Ť	_	_	Ľ			
	戸吹	10.68		•	•	•	•				有		•		•	•	•		•	•		•			•
	七国山	10.14		Δ	•	•	•				有	•	•		•	•	•	•	•	•					•
小谷戸	八王子戸吹北	9.54	丘陵地	•	•	•	•				有		•		•	•	•	•	•	•		•	•		•
1.40./	八王子堀之内	7.59	丘陵地	•	•	•	•				有		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•		•
	ハ王子長房	7.39	丘陵地	Δ	•	•	Δ				有	•	•		•	•	•	•	•	•					
	連光寺・若葉台				Δ	•	•				有	•	•		Ť	•	•	•	•	•		•	•		•
ĺ	八王子滝山	3.88	丘陵地				_		H	\vdash		Ĕ	-				-		-	_		-	-	-	
1				Δ	Δ	-	Δ				有	_	•		•		-	_	•	•	•	•	•		_
	八王子館町	2.44		•	•	•	•				有		•		•		•	•	•	•		•	•		<u> </u>
	東豊田	6.28	台地	L	L	L_	L_ l	•	Δ	Δ	有	L	lacksquare	•		L_ l	•	L	•	•	lacksquare	L	L_	L	L
ĺ	国分寺崖線	3.72	台地					•	Δ	Δ	有		•				•	•	•	•			•		•
4.4	立川崖線	2.80	台地					•	Δ		有	•	•		•	•	•	•	•	•					•
崖線・	南沢	2.54	台地					•		•	無	•	•			•	•	•	•	•					•
湧水	矢川	2.11	台地					•				Ľ	_		_		-	Ŭ	-	-					_
								•		•	無			•	•		•		•	•		•			
	日野東光寺	1.49	台地						•		有		•			•	•	•	•	•					
	国分寺姿見の池	1.06	台地					•	•		無		•	•	•	•	•		•			•			•
	宇津木	5.24	丘陵地		•	•					有		•		•	•	•	•							•
	ハ王子大谷	3.12	丘陵地			•					有		•		•		•	•							
	八王子石川町	3.06				•					有		•												
	八王子晓町	2.35				•					有		•				•	•							Ľ
- \-					•	-							•				-	-							-
二次林	八王子川口	2.03			Δ	•					有		•			•	•	•							
(丘陵	町田民権の森	1.90			•	•					有		•		•	•	•	•							•
地)	小比企	1.76	丘陵地					•			有	•	•		•	•	•	•							
	町田関ノ上	1.62	丘陵地		•	•					有		•		•		•								•
	多摩東寺方	1.49			Δ	•					有	•	•			•	•								
	町田代官屋敷	1.27	丘陵地		Δ	_					有	•	Ť		_	_	•								
				-		-						_	_		•		_	-			-	-			┛
	八王子東中野	1.07	-		Δ	•				Ш	有		•				•					_	<u> </u>	_	\vdash
ĺ	海道	8.67	台地						•		無		•			Ш									
ĺ	清瀬松山	4.34	台地	L	L	L	L		•	L l	無		•		•	L		L	L	L	L	L	L	L	L
ĺ	清瀬中里	2.47	台地					•	•		無	•	•		•	•	•								•
ĺ	東村山大沼田	2.18	台地						•		無		•												•
ĺ	小山	1.97	台地						•		無		•												•
	瀬戸岡	1.53	台地	1				•	•	H	無	•	•		•		•					\vdash			•
	谷保の城山			 				_	-	\vdash		-	-		_		_	-			-	-		-	_
二次林		1.52	台地	_			Ш	•	•	Щ	無	•	•			•	•								Ļ.
(崖線・	清瀬御殿山	1.52	台地						•		無		•												•
台地)	柳窪	1.36	台地					•	lacksquare		無	•			•	lacksquare	•								
D 16)	東久留米金山	1.32	台地					•	•		無		•				•								
ĺ	碧山森	1.30	台地	1					•		無		•												•
	前沢	1.19	台地	1					•		無		•												\vdash
	南町	1.12	台地	_					-	\vdash	無	\vdash	•									\vdash			\vdash
				_					•				_									-			\vdash
	保谷北町	1.06	台地				Ш		•	Ш	無		•			Ш				_				_	$ldsymbol{f eta}$
	東村山下堀	1.03	台地	L	L	L	L		•		無	L	•			L		•	L	L	L	L	L	L	L
L	氷川台	1.01	台地						•		無		•												
	桧原南部	405.30	山地		•	•	•				有		•	•	•		•		•	•					
山地	青梅上成木	22.84	山地		•	•	•				有	•	•	•	•		•		•	•					
m ':	玉川上水	65.40	台地					Δ	•		無	•	•		•	•		•						•	
用水	野火止用水	19.71	台地	1				_	•	\vdash	無	•	•		•			Ť				\vdash		•	
		/ • /	レンじ		i	ı		i	_		\overline{m}		. •	i	_	1		1	İ	l .	l l	ı	1	. •	. •

凡例) ●:対象地域内にある地形・環境要素 △:対象地域内の地形の一部が該当

③ 長年土地の改変がなく、自然再生のポテンシャルが高い

保全地域は、次のような場所で指定されています。

- ○台地部:かつて武蔵野台地の農村風景を形成していた農用林や屋敷林の一部として残ったコナラ・クヌギ林等からなる雑木林や、歴史的遺構としての用水とそれに付随する樹林地
- ○丘陵地:尾根や谷が複雑に入り組む谷戸地形上に、低地は湿地や水田、緩斜面は畑地、急斜面は雑木林といった、里山環境が景観とともに一体的に残されている自然地
- 山 地 : 天然林を含む自然地や、多様な生きものの生息・生育地である樹林地

これらの保全地域の多くは、100年以上大きな土地の改変がない場所です。昔からの地形と土壌、湧水や細流等の水辺があるところに特有の植生が成りたち、在来の動植物が生息・生育しています。現在では、人と自然の関わり方が変化し、環境が変わったことで衰退・消失した植物も、土壌には埋土種子が残っているため、適切な手入れを行うことでこれらの種子が芽生え、生育地として回復する可能性があります。

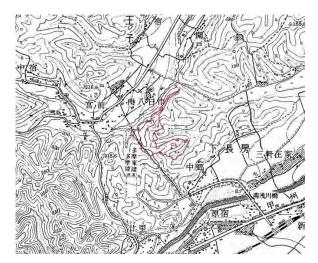




図 八王子長房保全地域と周辺地域の土地利用の変遷 (昭和 33 年と平成 19 年の地形図)

④ 希少種を含む多様な動植物が生息・生育している

保全地域で実施した自然環境調査**では、数多くの希少な動植物が確認されました。 確認された希少な動植物は、二次的な自然環境に依存する種類が多く、丘陵地の谷戸 環境を有する保全地域で数多く確認されています。

一方、山地部では山地性の種類を中心に、台地部の保全地域では、樹林や草地に生息・生育する希少種が確認されており、保全地域には多様な生物相が存在することがわかっています。

これらの中には、動物ではキイロサナエやミズコハクガイなど、また植物ではヒナワチガイソウやヤマジノタツナミソウ、シロバナカザグルマなど、都内では保全地域だけに生育・生息しているもの、あるいは保全地域を含む数箇所しか自生地がない動植物が見られ、保全地域は都内の生物多様性を保全する上で、非常に重要な場所となっています。

※「平成 23~26 年度 東京都保全地域における生物多様性保全のための自然環境調査」及び「平成 17~24 年度に行われた横沢入、滝山、連光寺の自然環境調査やモニタリング調査」

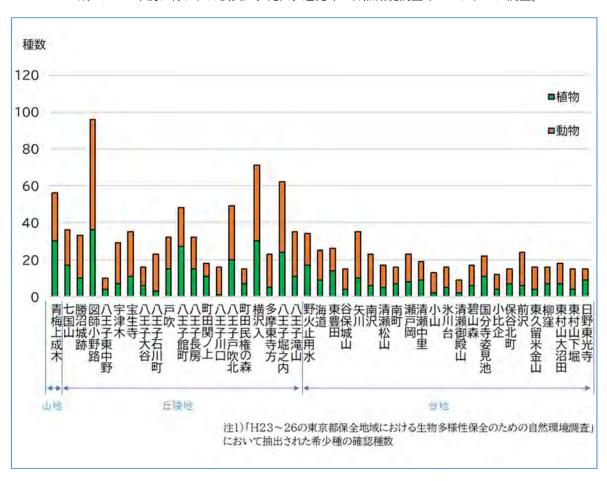


図 保全地域における希少種の確認状況

2) 利活用上の価値・魅力

① 生物多様性の恵みである豊かな自然を体感できる

保全地域は、地域固有の自然が残され、都民が散策利用や自然観察、様々な緑地保全活動等を身近に楽しめる場となっています。豊かな自然や、人々の生活と共に残されてきた自然景観に触れることが、生物多様性の大切さを理解する、はじめの一歩となります。

またその一方で、保全地域は、都内でも希少な動植物が生息・生育する場所であり、 この自然を将来にわたり守り維持していくためには、利用者一人ひとりが節度ある利 用を行っていくことが必要です。





夏





秋冬

保全地域の四季

② 生物多様性保全の普及啓発の場として最も適している

「3. 生物多様性と保全地域」で示したとおり、生物多様性は、持続可能な社会を支える重要な役割を担っているにもかかわらず、世界的に危機的な状況にあります。この状況の解決に向けた社会変革が求められている現在、生物多様性保全についての理解が非常に重要となっています。

保全地域には、地形に沿った植生とそこに生息・生育する動植物等からなる生態系が整い、食物連鎖が成立しています。また、これらを守り育てる人が関わり、その地域特有の自然環境と景観のお手本が残されています。保全地域は、生物多様性保全の重要性を理解しやすい、普及啓発に最も適した場所となっているのです。



見る・知る



伝える・教わる



調べる



守る



管理する

(出典:東京都保全地域 保全活動ガイドライン (2014), 東京都)

③ 固有の自然環境に触れ合いながら社会貢献ができる

保全地域では、32のボランティア団体が保全活動に関わり、行政では行き届かないきめ細やかな保全活動を担っていただいていると共に、東京グリーンシップ・アクションなど、企業と連携した活動も展開しています。これらの活動では、間伐や下草刈りなどの植生管理、希少種の保全、外来種の駆除等が行われています。保全活動自体が、豊かな自然に触れられる貴重な機会であると共に、生物多様性保全をテーマとした社会貢献や人々の交流の場となっています。



保全地域ボランティア (写真提供:清瀬の自然を守る会)



東京グリーンシップ・アクション